

福岡医発第 1344 号 (地)

令和 3 年 8 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長並びに同省医政局総務課長より日本医師会及び福岡県保健医療介護部薬務課・医療指導課を通して別添のとおり連絡がありました。

近年、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されており、また、ドローン物流サービスの導入にあたっては、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン (Ver1.0 (法令編))」(令和 3 年 3 月) が公表され、関係法令が整理されているところです。

本通知は、今般、内閣官房、国土交通省及び厚生労働省において、新たに「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」がとりまとめられたことについて周知を依頼するものです。

特に、本ガイドライン中の「2. 3. 1 事業計画の策定」において、ドローンによる医薬品配送の実証事業を行おうとする者は、地域の医師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することと記載されておりますことにご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

令和 3 年 6 月 2 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

長 島 公 之

宮 川 政 昭

(公印省略)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同省医政局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

近年、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されており、また、ドローン物流サービスの導入にあたっては、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（Ver1.0（法令編）」（令和 3 年 3 月）が公表され、関係法令が整理されているところです。

本通知は、今般、内閣官房、国土交通省及びに厚生労働省において、新たに「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」がとりまとめられたことについて周知を依頼するものです。

特に、本ガイドライン中の「2. 3. 1 事業計画の策定」において、ドローンによる医薬品配送の実証事業を行おうとする者は、地域の医師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとされておりますことにご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただくともに、貴会管下関係機関への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

薬生総発 0622 第 3 号
医政総発 0622 第 4 号
令和 3 年 6 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 常任理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

近年、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む）、卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合等、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されています。

また、ドローン物流事業の導入時やサービス提供時の課題を整理した上で、その対処方法をわかりやすく解説することを目的として、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン (Ver1.0 (法令編))」（令和 3 年 3 月）が公表され、ドローン物流サービスの導入にあたっての関係法令が整理されているところです。

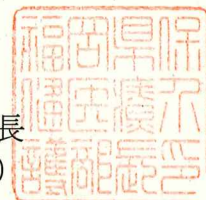
こうした現状を受け、今般、内閣官房、国土交通省、厚生労働省において、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」を、別添 1 のとおり、とりまとめましたので、御了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインにおいて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告するとともに地域の医療関係者、医師会、薬剤師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとしており、別添 2 のとおり、各都道府県等宛てに通知しておりますので御了知くださいますようお願いいたします。

3 薬 第 8 1 6 号
令和 3 年 7 月 2 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課・医療指導課)



ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び医政局総務課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

各医師会通知



薬生総発 0622 第2号
医政総発 0622 第3号
令和3年6月22日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

近年、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む）、卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合等、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されています。

また、ドローン物流事業の導入時やサービス提供時の課題を整理した上で、その対処方法をわかりやすく解説することを目的として、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（Ver1.0（法令編）」（令和3年3月）が公表され、ドローン物流サービスの導入にあたっての関係法令が整理されているところです。

こうした現状を受け、今般、内閣官房、国土交通省、厚生労働省において、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」を、別添のとおり、とりまとめましたので、御了知いただくとともに、貴管内医療機関、薬局、店舗販売業、卸売販売業、関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、本ガイドラインにおいて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告することとしており、実証事業を行おうとする者から報告等があった場合には、本ガイドラインに基づき御対応いただきますよう、お願いいたします。

ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン

2021年6月
内閣官房
厚生労働省
国土交通省

第1章 適用範囲

1.1 適用範囲

本ガイドラインは、ドローンの実証事業において、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を患者に配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む。）及び卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合を対象とする。

なお、本ガイドラインは実証事業の実施状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

第2章 ドローン活用時の留意事項

へき地等の患者に薬剤を提供する手段については、当該へき地等における医療提供の観点から十分に検討を行うこと。具体的には、患者へ必要となる薬剤の提供方法を考えること。患者に薬剤を配送する場合、①当該薬剤の品質確保、②患者本人への速やかで確実な授与、③患者のプライバシー確保、の観点から配送手段を比較し、最も適切な手段を選択すること。また、必要に応じ、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、薬剤の性質等を踏まえ適切に対応すること。

こうした検討を踏まえた上で、最も適切な手段であるとしてドローンを用いて薬剤を配送する場合は、以下の点に留意すること。

2.1 薬局から患者への薬剤の配送

処方箋に基づき調剤された薬剤について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日付薬生発0331第36号）」等に基づき、ドローンを用いて患者に配送する場合は以下の手順に依ることとする。また、薬局及び店舗販売業からの一般用医薬品の配送等についても以下に

示す事項に準じて、対応すること。

2. 1. 1 事業計画の策定

医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤をドローンにより配送する場合は、2. 1. 2 から 2. 1. 6 の内容に沿ってドローンの事業計画を策定することとし、当該事業計画の策定にあたっては、本ガイドラインに適合して実施することについて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告するとともに、当該地域の医療関係者、医師会、薬剤師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとする。

2. 1. 2 運航主体の特定と責任主体の明確化

航空法の規定は「ドローンを飛行させる者」に対して適用されることから、薬局開設者が自らドローンを運航せず、配送を依頼する場合は、契約関係に基づき航空法上の責任主体を明確にすること。なお、運航主体者は、本実証事業を適切に行うことができる性能を有するドローンを用い、そのドローンを適切に運航する能力及び経験を有する操縦者に行わせるものである。

2. 1. 3 服薬指導の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第9条の3の規定に基づき、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないとされている。

このため、ドローンにより薬剤を配送する場合にあっても、当該規定に基づく服薬指導を適切に行う必要がある。

また、医薬品医療機器等法に基づくオンライン服薬指導の具体的な方法については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）（令和2年3月31日付薬生発0331第36号）」に従うこと。

2.1.4 品質の確保

医薬品医療機器等法第5条第1項第2号に基づき、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第16号において、薬局開設者は医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。また、同条第2項第5号において調剤及び医薬品の販売又は授与に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。

ドローンによる配送に際しては、①調剤した薬局において当該薬剤をドローンにより配送するために必要な梱包を行うこと、②梱包された薬剤をドローンの容器等に入れること、③ドローンにより対象地点へ配送すること、④ドローンが対象地点へ到着後、薬剤を患者本人に届けること等の手続が想定されることから、薬局開設者は、事業計画の内容を踏まえ、薬局で調剤してから患者の手元に届くまでの全ての過程における手順を定める必要があること。

ドローンによる配送であっても、その他の手段による薬剤の配送と同様に薬局開設者の責任の下、上記のような全ての過程において、当該薬剤の品質の保持（温度管理への対処を含む。）が担保される方法で行うこと。

なお、配送に当たっては、「医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて」（平成30年12月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課/監視指導・麻薬対策課事務連絡）の別添（医薬品の適正流通（GDP）ガイドライン）における外部委託や輸送等の取扱いも参考にすること。

2.1.5 患者に対する確実な授与及び紛失の防止

ドローンによる配送に際しては、ドローンによる対象地点への配送後、配送された薬剤が患者本人に授与されるまでの間、配送事業者の従事者等を経由する場合が想定されることから、薬局開設者はその配送事業者の従業員等を特定するとともに、その配送責任を明確にすること。薬局開設者は、薬剤の発送後、患者に授与されるまでの間、当該薬剤の配送状況を把握できるようにすること。

医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤については、ドローンからの薬剤の受取や患者本人への授与はへき地診療所¹等の看護師等の医療従事者が行うことを原則とする。やむを得ず医療従事者以外の従事者を介さざるを得ない場合は、当該従事者に薬剤の内容が分からないよう、封をするなどプライバシー確保に万全を期すこと。また、宅配ロッカー等を用いる場合や、

¹ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することを目的に設置される診療所

医療従事者以外の従事者が患者本人に薬剤を渡す場合は、薬局開設者は当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話又は配達記録等により確認すること。なお、一般用医薬品を利用者に直接届ける場合については、薬局開設者及び店舗販売業者の責任の下、関係者が利用者に確実な授与を行うこと。

また、患者への授与の方法等の事業計画の内容を踏まえ、患者が服用する具体的な薬剤が他の人からわからないようにする等のプライバシーの配慮や患者に誤った薬剤が授与されることがないように、食品や生活用品等の薬剤以外のものと明確に区別されるようにするなど、薬局での薬剤の梱包方法は留意すること。

さらに、当該薬剤の紛失等の防止や、配送事業者の従事者等が不適切な取扱いを行わないよう、2. 1. 4で示したとおり、調剤された薬剤の品質を確保する観点からその手順を明確にし、実証事業の実施に当たって薬局や配送業者が対応すべき業務マニュアルの作成・周知・遵守徹底を行うこと。

加えて、ドローンが墜落や不時着した場合において、確実に当該薬剤を回収できるよう、飛行状況を管理するとともに、墜落・不時着時には直ちに捜索・回収を行うこと。また、患者に迅速に薬剤を届ける必要があることから、あらかじめ墜落・不時着時の代替的な措置を検討した上で、対応できるように備えておき、このような場合には速やかに当該措置を講ずること。さらに、鍵をつけるなどの方法により拾得者が誤って開封できないような措置を講ずるとともに、「本人又は関係者以外は開封厳禁」との旨及び拾得時の連絡先を分かりやすく記載すること。

以上の事項を担保するため、薬局開設者は、薬剤の配送にあたり配送事業者を用いる場合、当該事業者との契約において明記すること。

なお、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理が必要な薬剤については、実証実験、社会実装に関わらずドローンによる配送は避けること。

2. 1. 6 事故発生時の対応

ドローンを飛行させる者は、ドローンの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。

2. 2 医療機関による薬剤の配送

医療機関から患者に調剤された薬剤を配送する場合においても、2. 1に準じ

た対応を行うこと。その際、医師等は電話や情報通信機器を利用した診療等の際に、薬剤の服用方法や保存方法等、薬剤の適正使用を確保するために必要な情報について患者に説明すること。

2.3 卸売販売業者による医薬品の配送

2.3.1 事業計画の策定

事業計画の策定にあたっては、2.1に準じた対応を行うとともに、ドローンにより配送する場合は、2.3.2から2.3.5の内容に沿ってドローンの事業計画を策定することとし、当該事業計画の策定にあたっては、本ガイドラインに適合して実施することについて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告するとともに、当該地域の医療関係者、医師会、薬剤師会等の関係団体に事業計画を報告し、緊密に連携することとする。

2.3.2 運航主体の特定と責任主体の明確化

航空法の規定は「ドローンを飛行させる者」に対して適用されることから、卸売販売業者が自らドローンを運航しない場合は、契約関係に基づき航空法上の責任主体を明確にすること。なお、運航主体者は、本実証事業を適切に行うことができる性能を有するドローンを用い、そのドローンを適切に運航できる能力及び経験を有する操縦者が運航を行うこと。

2.3.3 品質の確保

医薬品医療機器等法第36条の2第1項に基づき、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、営業所における医薬品の試験検査の実施方法その他営業所の業務に関し卸売販売業者が遵守すべき事項を定めることができるとされている。

これに基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下単に「施行規則」という。）第158条において、卸売販売業者は医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならないとされている。

ドローンによる配送であっても、その他の薬剤の配送と同様に卸売販売業者の責任の下、当該薬剤の品質の保持（温度管理への対応を含む。）が担保される方法で行うこと。また、「医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて」（平成30年12月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課/監視指導・麻薬対策課事務連絡）の別添（医薬品の適正流通（GDP）ガイドライン）を参考にすること。

2.3.4 医療機関等への確実な販売及び紛失の防止

卸売販売業者がドローンを用いて医療機関等へ医薬品を配送する場合は、施行規則第 158 条の規定に基づき、指針への位置づけを含め、品質の確保や紛失の防止に必要な措置を講じなければならない。医療機関等へ当該医薬品が確実に販売されることを確保するため、卸売販売業者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずることが必要である。この手順には、卸売販売業者において薬剤師等が、梱包してから、医療機関等に届くまでの全ての過程における手順を含むものである。

また、当該医薬品の紛失等を防止するため、施行規則第 158 条の 4 に基づき医薬品の購入等に関する記録に係る規定を遵守するとともに、配送事業者の従事者等が不適切な取扱いを行わないよう、業務マニュアルの作成・周知・遵守徹底を行う必要がある。

さらに、ドローンが墜落や不時着した場合において、確実に当該薬剤を回収できるよう、飛行状況を管理するとともに、墜落・不時着時には直ちに捜索・回収を行うこと。また、医療機関等に迅速に薬剤を届ける必要があることから、墜落・不時着時に速やかに代替的な措置を講ずることができるよう、あらかじめ代替的な措置を検討した上で、対応できるように備えておくこと。さらに、鍵をつけるなどの方法により拾得者が誤って開封できないような措置を講ずるとともに、「本人又は関係者以外は開封厳禁」との旨及び拾得時の連絡先を分かりやすく記載すること。

以上の事項を担保するため、配送事業者を用いる場合、当該事業者との契約において明記すること。

なお、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理が必要な医薬品については、実証実験の段階でドローンによる配送は避けること。

2.3.5 事故発生時の対応

ドローンを飛行させる者は、ドローンの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。

第3章 関係法令等

3.1 関係法令等

医薬品の配送については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の関係法令の規定に加え、『ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン』に記載されている関係法令等を遵守すること。

ドローンを活用した荷物等配送 に関するガイドライン

Ver. 1.0

(法令編)

2021 年 3 月

内閣官房、国土交通省

目次

第1章	概要	3
1.1	背景と目的	3
第2章	関係法令等	4
2.1	関係法令等	4
2.1.1	航空法	4
2.1.1.1	航空法第132条	4
2.1.1.2	航空法第132条の2	4
2.1.1.3	航空法第132条の3	5
2.1.1.4	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	6
2.1.1.5	登録制度の創設、レベル4飛行の実現に向けた制度整備	7
2.1.2	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	7
2.1.3	電波法	7
2.1.4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	8
2.1.5	道路交通法及び道路法	8
2.1.6	河川法	8
2.1.7	自然公園法	8
2.1.8	国有林野の管理経営に関する法律	9
2.1.9	港則法及び海上交通安全法	10
2.1.10	地方自治体が定める条例	10
	参照条文	11

第1章 概要

1.1 背景と目的

トラックドライバー不足が深刻化する中、物流機能の維持は、ユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題であり、特に過疎地域等においては、輸配送の効率化のためにドローン物流に注目が集まっている。

ドローン物流の社会実装に向けては、2018 年度に国の調査事業として全国 5 地域で実証実験が行われたほか、2019 年度にはドローン物流ビジネスモデルの構築に関する基本的な考え方がとりまとめられた。これらを受け、さらに、2020 年度からはドローン物流の実用化に向けた計画策定や機体の導入等に対する支援が国により行われているほか、全国各地で多様な実証事業が進められている。

このような中、今後、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくためには、ドローン物流に関する課題を抽出・分析し、その解決策や持続可能な事業形態を、整理することが必要であると考えられる。このため、本ガイドラインにおいては、ドローン物流事業の導入時やサービス提供時の課題を整理した上で、その対処方針等について、分かりやすく解説することを目的とする。

今回作成したガイドライン Ver. 1.0（法令編）においては、ドローン物流サービスの導入にあたり関係者の関心が特に高いと思われる関係法令について整理した。今後、当該ガイドラインの改訂に向けて、①基本コンセプトの構築、②検討・実施体制の整備等、③サービス内容、採算性確保、④安全の確保、⑤PDCA サイクルによる事業継続性の確保等について、検討を進めていく予定である。

第2章 関係法令等

2.1 関係法令等

ドローン物流サービスの提供にあたっては、以下の法令等の規定を遵守すること。

2.1.1 航空法

ドローン物流サービスの提供にあたっては、航空法第 132 条、第 132 条の 2、第 132 条の 3 及び「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」¹等の規定を遵守すること。

2.1.1.1 航空法第 132 条

航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。

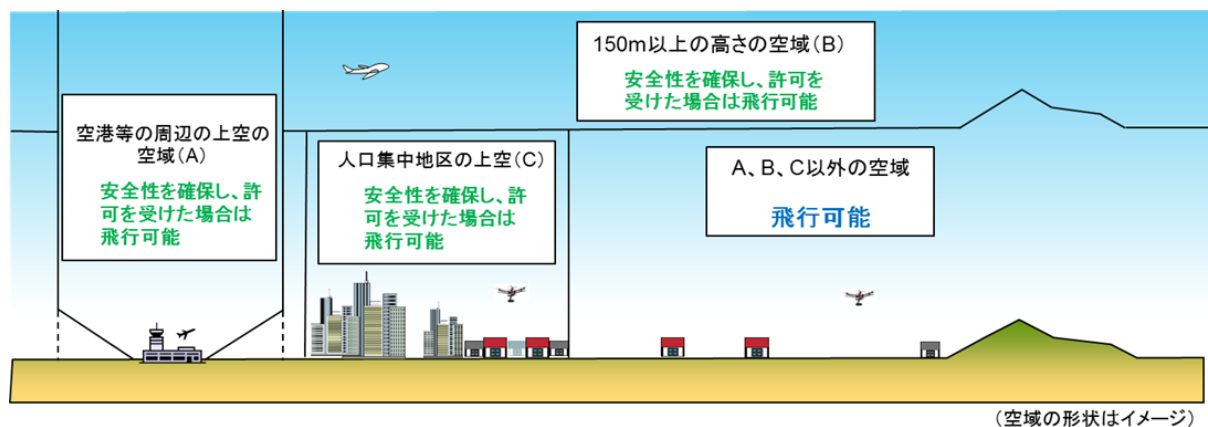


図. 1 航空法によりドローンの飛行が制限されている高さ空域

2.1.1.2 航空法第 132 条の 2

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを遵守する必要がある。

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に 30m 以上の距離を保って飛行させること

¹ <https://www.mlit.go.jp/common/001254115.pdf>

- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと

〔遵守事項となる飛行の方法〕

上記①～④までのルールは必ず守る必要がある。

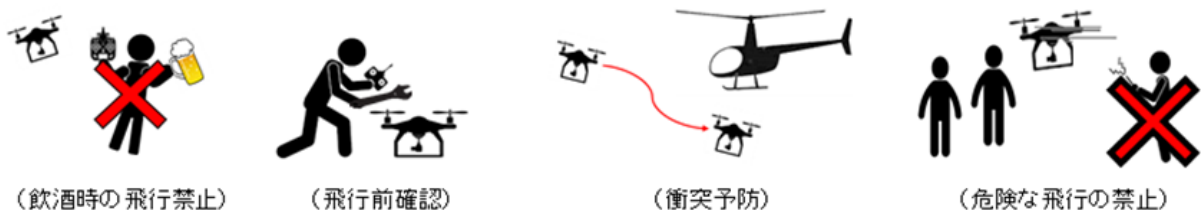


図. 2 遵守事項となる飛行の方法

〔承認が必要となる飛行の方法〕

上記⑤～⑩のルールによらずに、無人航空機を飛行させようとする場合には、あらかじめ、地方航空局長の承認を受ける必要がある。

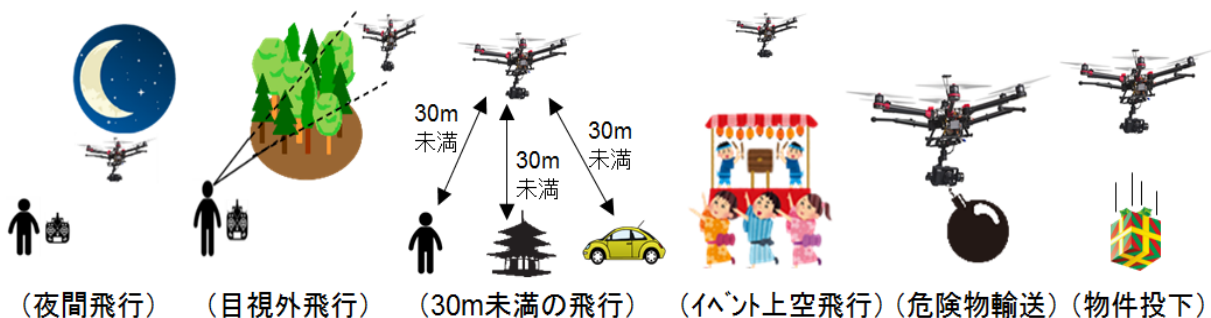


図. 3 承認が必要となる飛行の方法

2. 1. 1. 3 航空法第 132 条の 3

上記の 2. 1. 1. 1 及び 2. 1. 1. 2⑤～⑩の飛行ルールについては、事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっている。

一方、本特例が適用された場合であっても、航空機の航行の安全や地上の人等の安全が損なわれないよう、必要な安全確保を自主的に行う必要があることから、当該安全確保の方法として、運用ガイドライン（航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン）²を航空局において定めているため、特例が適用される機関や者については、本運用ガイドラインを参照しつつ、必要な安全確保を行うよう努める。

² <https://www.mlit.go.jp/common/001110204.pdf>

2.1.1.4 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

ドローン物流サービスの提供にあたっては、目視外飛行などを行いサービスを提供する必要があることから、航空法第 132 条の 2 ただし書の規定による同条に定められた飛行の方法によらない飛行の承認を得る必要がある。これについては、航空局より、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領³が定められているため、適切に手続きを行う必要がある。以下にその概要を示す。

〔申請方法〕

- ・ 飛行開始予定日の 10 開庁日前までに申請書を提出する。
- ・ 同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することが可能である。
- ・ 飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合などに、代表者による代行申請が可能である。
- ・ 許可等の期間は原則として 3 ヶ月以内とするが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には 1 年を限度として許可される。

〔許可・承認の基準〕

- ・ 許可等の審査においては、①機体の機能及び性能、②無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・技能、③安全を確保するための体制の 3 つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断される。
- ・ また、様々な飛行形態が想定されること、今後の技術開発の進展による安全性向上が見込まれること等から、上記 3 つの観点から総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合については、柔軟に対応する。
- ・ 原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことが求められ（立入管理区画を設定する）、人又は家屋の密集している地域の上空や催し場所の上空において飛行させる場合であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないこととする。
- ・ やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を講じる。
- ・ 安全確保のため、無人航空機を飛行させる者を補助する補助者の配置を講じる。
- ・ 無人航空機の安全な飛行を行う体制が維持されるよう、飛行マニュアルを作成する。

※国交省航空局では物流分野を含む無人航空機の利活用推進の観点から、規制緩和要望を踏まえ、以下の承認が可能となるよう令和 3 年 3 月 30 日に審査要領の改正を行った。

①一時的に 150m を超える山間部の谷間における飛行や、高構造物の点検のため

³ <https://www.mlit.go.jp/common/001254115.pdf>

に飛行するものであって高構造物周辺に限定した飛行など、有人機との衝突リスクが比較的低い空域等を選定した上で必要な安全対策を講じている場合には、150m 以上の高さの空域等においても補助者なしの目視外飛行を承認可能

- ②物件投下を伴う飛行について、原則 1 mを超えない低高度からの投下であって、立入管理区画の設定等により物件投下地点の周辺に第三者が立ち入らない対策が取られている場合には、補助者なしでの物件投下を承認可能

2. 1. 1. 5 登録制度の創設、レベル 4 飛行の実現に向けた制度整備

令和 2 年 6 月、「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、航空法において無人航空機の登録制度が創設されることとなった。登録制度は、令和 4 年 6 月までに施行されることとなっており、施行後は、無人航空機は、国土交通大臣の登録を受けるとともに、登録記号の表示等の措置をとらなければ飛行させてはならないこととなる。

さらに、都市部を含む物流等への無人航空機の利活用を推進するため、無人航空機の有人地帯における補助者なしでの目視外飛行（レベル 4）を実現できるよう、令和 3 年 3 月に機体認証や操縦ライセンスの創設等を盛り込んだ「航空法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

2. 1. 2 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）は、対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を原則禁止しており、当該対象施設の管理者の同意を得るなどして小型無人機等の飛行を行おうとする者は、同法第 10 条第 3 項本文の規定により、あらかじめ、その旨を当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報することとされている。

2. 1. 3 電波法

ドローンの活用において電波を使用する場合は、電波法第 4 条に基づき、無線局の免許又は登録を受ける必要がある。また、その無線局の無線設備は、同法第 39 条第 1 項にある「簡易な操作」を除き、無線従事者又はその監督下にある者が操作しなければならない。ただし、発射する電波が極めて微弱な無線局や、一定の技術的条件に適合する無線設備を使用する小電力無線局については、無線局の免許や登録は不要。詳細については以下の電波利用ホームページ⁴を参照の上、必要に応じて、免許申請手続き等を行うなど、電波法に基づく手続きを遵守すること。

⁴ <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/index.htm>

2.1.4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品の配送については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の関係法令の規定を順守する必要がある。

2.1.5 道路交通法及び道路法

無人航空機の飛行に際しては、道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合には、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路交通法の道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用しようとする場合、例えば、道路の上空をドローンが飛行するというこのみをもっては、現行制度上、道路使用許可を要しない。

なお、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に基づく立入管理区画の設定に伴い、例えば道路上に注意喚起看板等を設置する場合には、道路交通法に基づく道路使用許可及び道路法に基づく道路占用許可を要する場合がある。

2.1.6 河川法

河川法第6条第1項に規定する河川区域内の土地の上空においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、ダム等の河川管理上重要な施設付近ではドローンの飛行を制限している場合があり、また地域協議会等でドローンの飛行ルールを定めている地域があるため、当該河川区域を管轄する河川事務所のホームページ等を確認しておく必要がある。

また、他の河川利用を妨げるおそれがある場合（例えば、花火大会等のイベント会場を飛行する場合）には、トラブル防止の観点から、ドローン運航事業者において関係者（イベント主催者等）と事前調整等をしておくべきである。

なお、ドローンの飛行に関連して、河川区域内の土地に工作物を設置したり、一定期間継続して飛行訓練を実施する等、当該土地を排他・独占的に使用する場合には、河川法⁵に基づく手続きが必要となる。

2.1.7 自然公園法

優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、国立公園や国定公園が指定されている。

国立・国定公園の上空において無人航空機を飛行させることや公園内で離着陸させることについては、自然公園法上の許可等の手続きは特段必要ない。国立・国定公園内の一部地域においては、航空機を着陸させることについて自然公園法

⁵ 法第24条（土地の占用許可）、法第26条（工作物の新築等の許可）、法第27条（土地の掘削等の許可）等

第 20 条第 3 項第 17 号及び第 21 条第 3 項第 10 号により許可が必要と定めているが、自然公園法上での航空機は「人が乗って航空の用に供することができるもの」とされており、無人航空機は当該航空機に該当しない。ただし、工作物の設置、広告物の掲出、植物の採取損傷、動物の捕獲殺傷など自然公園法第 20 条、21 条、22 条、33 条に規定される各種行為を実施する場合は、手続きが必要な可能性がある。

また、国立・国定公園の特別地域、海域公園地区または集団施設地区内において、みだりに他の公園利用者に著しく迷惑をかけることについては、自然公園法第 37 条により禁止されている（例：著しい悪臭の発散、拡声器やラジオ等による著しい騒音の発生、展望所や休憩所等の占拠、嫌悪の情を催させるような客引き）。

国または都道府県の職員は、迷惑行為をやめるよう指示することができ、指示に従わないで迷惑行為をした場合は罰則が適用される可能性がある。

なお、国立・国定公園は自然の風景地や静けさを楽しむ場所であるため、特に歩道や園地等の施設周辺、展望地の周辺等多くの利用者が集まる場所においては、ドローンによる視界の妨げや騒音について迷惑行為とならないよう、他の利用者に配慮すべきである。

また、希少な野生生物が生育・生息している地域では、ドローンの飛行場所（例：希少鳥類のねぐら・営巣地・高利用域周辺等）や時期（例：繁殖期等）によっては、ドローンの接近や音により野生生物に過剰なストレスを与えてしまったり、ドローンを落下させることにより負傷・損傷させてしまったりする恐れがあるため、国立・国定公園に限らず野生生物の生態に悪影響を及ぼさないよう配慮すべきである。

2.1.8 国有林野の管理経営に関する法律

国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国有林野管理規程において、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、森林管理局長は国有林野への入林に関する規則を定めることができるとされている。国有林野に入林する際には、各森林管理局長が定める国有林野管理規程細則に基づき、入林届の提出を求められる場合がある。

ドローンを飛行させる際は、操縦者等が国有林野に入ることなく、単に国有林野上空をドローンが通過するという場合であれば入林届の提出は不要である。他方、操縦者等が国有林野に立ち入る場合、他の行為と同様に、入林届の提出が求められる場合がある。

なお、国有林野内では、その上空を利用した事業が行われている場合もあることから、国有林野の上空を飛行するに当たっては、その飛行経路において障害物等が存在しないかを確認し、国有林野内での事業との調整が必要となる場合には、所管の森林管理署、同支署、森林管理事務所と適切な調整を行うこと。また、ドローン

が事故等により国有林野内で墜落又は消失した場合、機体のバッテリー等が原因となって火災等が発生する恐れがあることから、当該事案が発生した場合には、警察、消防等への連絡に加え、所管の森林管理署等への連絡を確実に行うこと。所管の森林管理署等の連絡先については、林野庁のホームページ等で確認すること。

2.1.9 港則法及び海上交通安全法

港則法が適用される港又は海上交通安全法が適用される海域の上空においてドローンを飛行させる場合、港則法又は海上交通安全法に基づく許可又は届出は特段必要ない。

ただし、ドローンの飛行に関連して、海上に作業船の配置や工作物を設置するなど、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は、港則法又は海上交通安全法の許可又は届出を要することがある。

2.1.10 地方自治体が定める条例

上記のほか、地方自治体が定める条例に基づき、都市公園や施設の上空など特定の場所において、無人航空機の飛行が制限される場合がある。

また、港湾の上空における無人航空機の飛行については、港湾法上の許可等は必ずしも求められてはいないが、港湾管理者たる地方自治体等が定める条例等において、無人航空機の飛行の許可を求めている場合があるほか、港湾施設等の占用又は使用に係る許可を求めているいたり、安全上の観点から、荷さばき地等への立ち入りを制限している場合もある。

同様に、漁港上空における無人航空機の飛行については、漁港漁場整備法上の許可等は必ずしも求められてはいないが、漁港管理者たる地方自治体が定める漁港管理条例において、漁港施設の利用に係る届出や漁港施設の占用又は使用に係る許可を求めている場合があるほか、安全上の観点から、例えば防波堤等への立ち入りを制限している場合もある。

こうした無人航空機の飛行を制限する条例については、国土交通省航空局のウェブサイト⁶に一覧（内閣官房小型無人機等対策推進室とりまとめ）が掲載されている（令和2年9月時点。最新の情報については自治体に確認のこと）。

⁶ <https://www.mlit.go.jp/common/001370402.pdf>

参照条文

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（飛行の禁止空域）

第百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（飛行の方法）

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

- 一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。
 - 二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。
 - 三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。
 - 四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。
 - 五 日出から日没までの間において飛行させること。
 - 六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
 - 七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。
 - 八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
 - 九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
 - 十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。
- 一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）（抄）

（飛行の禁止空域）

第二百三十六条 法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

- 一 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

- 二 前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- 三 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
- 四 前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（捜索、救助等のための特例）

第一百三十二条の三 第一百三十二条及び前条（第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。）の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 国の重要な施設等として次に掲げる施設

イ 国会議事堂、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第五号）第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。）の庁舎（国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）であつて東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関（危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。）に関する機能を担う国の行政機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の庁舎であつて当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ 最高裁判所の庁舎であつて東京都千代田区隼町に所在するもの

ホ 皇居及び御所であつて東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

ヘ 第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施設

二 第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設

四 第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設

五 第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

2～5（略）

（対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止）

第十条 何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。）については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

3 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則（第二号及び第四号に定める者への通報については国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣

が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長
- 二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長
- 三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十三条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者
- 四 第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一～四（略）

（無線設備の操作）

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～7（略）

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2～7（略）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（河川区域）

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5（略）

（土地の掘削等の許可）

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2～6（略）

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）（抄）

（特別地域）

第二十条

1～2（略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

（特別保護地区）

第二十一条

１～２（略）

- ３ 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一～九（略）

- 十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

（利用のための規制）

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

２～３（略）

国有林野管理規程（昭和三十六年三月二十八日農林省訓令第二十五号）（抄）

（国有林野への入林）

第七十八条 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（工事等の許可及び進水等の届出）

第三十一条 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

２（略）

第三十二条 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

（準用規定）

第四十三条 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者
- 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

2～8（略）

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
- 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

2～6（略）